

環境省
令和7年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業
（業界団体・企業群支援）公募要領

1. 背景

令和7年2月に改定された「地球温暖化対策計画」¹においては、消費者が積極的に脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を目指すことが示されている。

そのためには、企業が自社の製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）²の算定を行い、消費者に伝える取組を推進することが必要となる。

環境省では、そのような取組を加速するため、CFPの算定・表示に係るモデル事業を実施するとともに、具体的な手引きとしてカーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）、（別冊）CFP実践ガイド³（以下「CFP実践ガイド」）、CFP表示ガイド⁴を経済産業省との連名で発表している。

他方、個社のみで一からCFPの算定・表示を行うことは難易度が高いことに加え、自社ルールによる算定・表示が進むと、異なるルールでのCFP情報が表示された製品・サービスが乱立して消費者が混乱する恐れがあるため、業界によるCFPの算定・表示ルールの共通化が重要である。

本事業においては、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、業界団体や業界に広く影響力がある企業群（リーディング企業群）によるCFPの算定・表示ルールの共通化に向けた支援を行う。

本事業への参加を希望する業界団体や企業を以下のとおり公募する。

なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けたボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「BCG」）が事務局となって実施する。

2. 本事業の内容

(1) 対象製品・サービス

消費者の行動変容に直接関わる事が可能な製品群又はサービス群を対象とする。なお、個別の製品やサービスは対象外とする。

- （望ましい例）複数の製品・サービス群：化粧品、衣類、外食での多様なメニュー
- （望ましくない例）個別の製品・サービス：口紅、Tシャツ、ハンバーガー（外食）

(2) 対象団体

本事業では、以下の2つのパターンから参加を募集する。

- 業界団体＋業界のリーディング企業群
- 業界のリーディング企業群

¹ <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

² カーボンフットプリント(CFP)・・・製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO2排出量として換算した値のこと。

³ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_jissen_guide.pdf

⁴ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_hyoji_guide.pdf

(3) 実施内容

参加団体（本事業に応募して頂いた業界団体・企業）は、事務局の支援を受けながら、①CFP算定/表示ルール策定、②実証、③ルールの発行に、主体的に取り組むことが求められる。なお、ルールは算定と表示のどちらか、又は両方を策定する。

本事業における取組は、以下のようなステップで実施することを想定している。

- ステップ①：検討会を実施し、業界の製品・サービス群の算定/表示ルールを策定する。
 - 業界におけるCFPの中期的な目標や本モデル事業でのゴールを定める。
 - 既存のルールや各社の取組を調査し、参加団体にて議論を行い、算定/表示ルールを策定する。
 - CFPの算定/表示ルールに関して、実現に向けたロードマップを策定する。
- ステップ②：策定したルールを用いた実証を行う。
 - 策定したルールについて参加団体で算定/表示の実証を行い、改善点等を検討し、ルールを更新する。
- ステップ③：策定したルールを発行する。
 - 策定したルールを発行し、報告会等において発行したルールについて発表する。

上記①～③の取組それぞれにおいて、事務局はルール検討におけるノウハウや知見の共有、課題解決のための議論等、参加団体のニーズに応じて支援する。（ただし、取組の主体は参加団体自身とする。）

参加団体は、国内外の関連情報収集、分析、利害関係者との協議（5回程度）等を通じ、主体的に取り組むことが求められる。

※モデル事業に取り組む上での留意事項

参加団体においては、主体的な取組を実施するための体制を構築するとともに、業界としてのCFPの共通ルール策定のロールモデルを創出するという観点から、環境省/政府等による発信への協力、業界/企業自らの積極的な発信が求められる。

① 円滑な事業推進に向けて

- 主体的取組に向けた事業推進体制の構築をする
 - 業界に広く影響力がある団体や企業が参加する
 - 必要なリソースを確保し、参加者の役割を分担する（リーダー、執筆責任者 等）
- 本事業の取組を明確化する
 - 取り組む製品やサービス群が明確である
 - 業界における CFP の中期的な目標や本モデル事業でのゴールが明確である

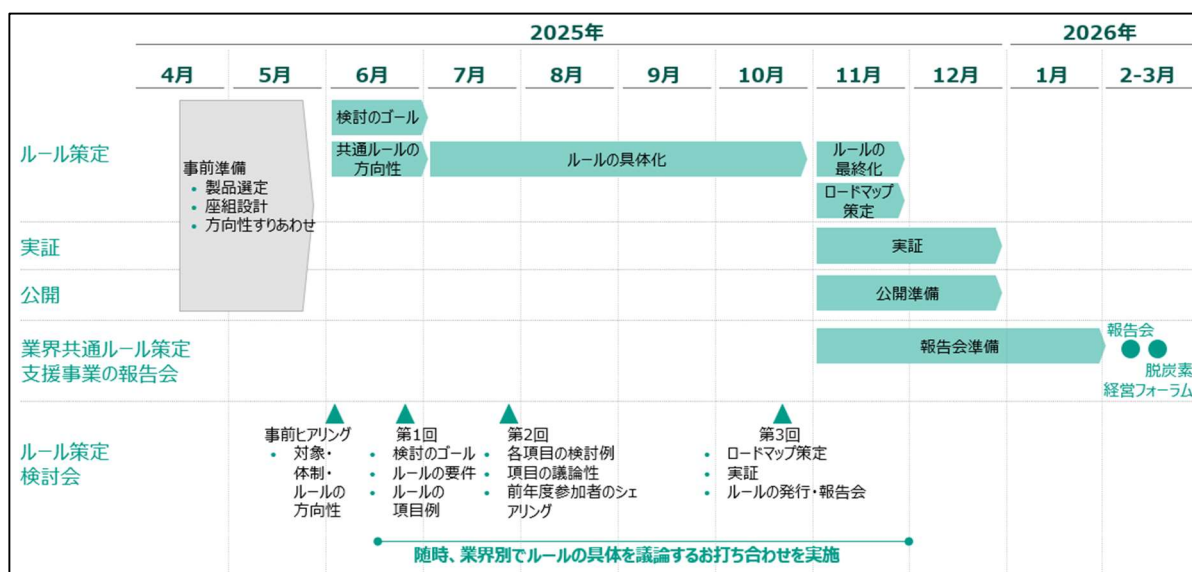
② ロールモデルの創出に向けて

- 環境省/政府が事業に関して発信・発表することに対し、積極的に協力する
 - CFP 実践ガイド等に、本事業における取組を記載する
 - 報告会：検討に参加していない業界内企業に向けて成果を報告する
 - 脱炭素経営フォーラム（仮称）：本事業における取組等を発表する
- 業界としての CFP への取組を発信し、企業は策定したルールを積極的に活用する
 - 本事業への取組やその成果を積極的に対外発信・発表し、消費者の行動変容に貢献する
 - 策定するルールやロードマップは本事業終了後も積極的に活用し、CFP の取組を拡大する

(4) 実施及び支援スケジュール

- 5 月以降速やかに事業を開始し、令和8年2月頃まで実施予定。
- 概ね以下のようなスケジュールで支援を進めることを想定しているが、実際のスケジュールや支援方法は参加団体の検討状況や支援ニーズに応じて調整する。

【モデル事業の実施スケジュールのイメージ】



(5) 成果物

参加団体は、以下に取り組んだ結果を、令和 8 年 2 月末までに環境省 地球環境局地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室に報告することとする。（結果に係る公表は前提としていないものの、秘匿性に配慮した上での CFP 実践ガイドへの掲載や政府からの発信に係る協力をお願いしたい。）

- ① CFP の算定/表示ルール（どちらか一方でもよい）
- ② 業界における中期的 CFP 活用目標に向けたロードマップ

3. 本事業への参加方法

(1) 募集期間

令和7年4月21日(月)～5月23日(金) 15時必着

(2) 応募手続

申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出すること。

提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討以外の目的には使用しない。なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせて頂く場合がある。

【申請書提出先】

E-mail : MOEcfp@bcg.com

(3) 参加団体の採択基準

製品・サービス群のCFPの算定・表示・活用に取り組むモデル業界を創出するという趣旨に鑑み、以下の採択基準によって参加団体を選定する。

なお、今年度は2団体程度を採択予定である。

● 円滑な事業運営

- ルール策定に取り組む製品・サービス群が決まっている（必須）
- 業界におけるCFPの中期的な目標や本モデル事業でのゴールが明らかである（必須）
- 検討に必要なリソースを確保しており、参加者/企業の役割分担が明らかである（必須）
 - ◇ 議論のとりまとめを行うリーダーや執筆責任者が決まっている
 - ◇ ルールの最終化のプロセスが明らかである
- GHG/CFP算定もしくはLCA実施の経験があり、実務を理解している企業が参加する（加点）

● 波及効果・横展開

- 業界に広く影響力がある団体や企業が参加している（必須）
- 本モデル事業での取組内容についての環境省/政府からの発信に協力できる（必須）
- 策定したルールについて参加業界団体/企業からの発信を積極的に行い、業界内に幅広く普及させる見込みがある（加点）

● インパクト

- 国民の利用頻度が高い等、対象とする製品・サービスの社会的インパクトが大きく、消費者の行動変容への影響力がある（加点）
- ライフサイクル排出量が多い業界であり、排出量削減に取り組むインパクトが大きい（加点）

4. その他、免責事項等

- ① 本事業は、BCG及び提携先が実施する。申請書を提出した業界団体・企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討のため、環境省のほかBCGにも、事業の実効性向上の観点から、申請書に係る情報が共有されることに同意すること。
- ② 本事業に関する参加団体の活動にかかる費用は、原則として参加団体が負担すること。
- ③ 本事業に参加する業界団体・企業は、環境省WEBサイト等において支援事業の参加団体として公表する。また、不採択となった団体・企業は公表しない。
- ④ モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びBCGに属し、参加団体は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- ⑤ 参加団体が作成する資料の著作権については、参加団体に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）<http://www.env.go.jp/mail.html>
- ⑥ 本事業において、環境省及びBCGに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、BCG及び提携先が使用することに同意すること。
- ⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、支援を中止する場合がある。
- ⑧ 参加団体は、参加団体の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。
- ⑨ 参加団体は、環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

5. お問い合わせ先

ボストン コンサルティング グループ合同会社 （E-mail : MOEcfp@bcg.com）

個人情報のお取り扱いについて

モデル事業の応募申請書に記載されるご本人様の情報は、「個人情報」に該当しますので、ボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「当社」といいます。）が、個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご応募くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」（当資料）に従って対応いたします。
2. ご連絡いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - ① 「令和7年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業」に関するご連絡。
3. ご連絡いただいた個人情報の利用について
 - ① 2. に示す利用目的の範囲を超えて、ご担当者様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - ② 2. に示す目的に限り、ご担当者様の個人情報を本事業の委託元である環境省及び提携先に提供いたします。
 - ③ 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口・管理者】

ボストンコンサルティンググループ合同会社 近藤・小川

近藤：kondo.yukiko@bcg.com

小川：ogawa.takuya@bcg.com

当社の「プライバシーポリシー」をご覧になりたい方は

<https://www.bcg.com/ja-jp/about/privacy-policy>（英語版）をご覧ください。